

## **[事案 29-106] 減額等無効請求**

・平成 30 年 11 月 13 日 裁定不調

※本事案の申立人は、[事案 29-107]と同一の申立人である。

### **<事案の概要>**

家族が許可なく減額手続き等を行ったことを理由に、減額の無効等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 11 年 2 月に契約した終身保険について、平成 21 年 5 月および平成 26 年 6 月に減額および特約の解約がなされ、平成 27 年 1 月には契約者貸付がなされたが、以下の理由により、減額等を無効とし、平成 27 年 4 月時点の解約返戻金を支払ってほしい。

- (1)減額等の手続きは、配偶者と募集人が自分の知らないうちに印鑑を持ち出して行ったものであり、無効である。
- (2)減額等の手続きにより金員が振り込まれた自分名義の口座については、キャッシュカードおよび預金通帳は配偶者が所持しており、現在まで自分に返還されていない。
- (3)平成 27 年 4 月に、自分は本契約の解約手続きをとっているが、今回の問題が発覚したため、事実上解約手続きが中断されているものであるから、同時点以降の自動振替貸付による保険料の控除は相当ではない。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人が無効を主張するいずれの手続きについても申立人名義の署名があり、書類には届出印による押印がある。また、健康保険証等の本人確認証により本人確認がなされている。
- (2)平成 27 年 4 月に本契約が解約されたという事実はない。
- (3)仮に減額等が無効であるとする、減額等が存在しないことを前提とする保険料と既払込保険料との差額の支払義務および減額返戻金等の返還義務が生じることになり、申立人にとって、かえって不利益である。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、減額等の手続き時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人配偶者が申立人に無断で減額等の手続きを行ったとは認められず、平成 27 年 4 月時点で解約手続きが行われたとも認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人は和解案を受諾しなかったため、手続を終了した。

- (1)募集人は、減額等の手続きに際して、申立人と面談せず、申立人配偶者を代理人として手続したことを認めている。配偶者間での代理の場合、配偶者が印鑑や健康保険証を本人に無断で利用することが可能な場合も多く、配偶者が契約者の預金口座を管理していることも少なくない。したがって、印鑑や健康保険証等が本人のものであったとしても、配偶者が本人の意思に関係なくこれらを使用する可能性も否定できず、保険会社においては、将

来の紛争発生を回避するために、安易な対応をしないことが求められる。

(2) 本事案において、電話等で契約者である申立人の意思を確認することが困難であったとは言えず、申立人の意思を確認していれば、本紛争は生じなかった可能性が高い。